

仕様書

- | | |
|--------------|-------------------------|
| 1 業務名 | 配食安否確認サービス事業委託 |
| 2 実施(調理)場所 | 習志野市内 |
| 3 依頼課名 | 高齢者支援課 |
| 4 契約期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日 |
| 5 支払条件 | 毎月 業務完了後 請求により30日以内に支払う |
| 6 業務内容及び実施方法 | |

本事業の委託による配食安否確認サービス事業の実施については、習志野市在宅高齢者等「食」の自立支援事業実施要綱に基づき、以下の定めるところによるものとする。

(1) 目的

本事業は、在宅の高齢者に対して、食に係る各種サービスの利用調整を行った上で栄養のバランスのとれた食事の提供等を行うとともに安否を確認することにより、食生活の自立、健康の増進等を図り、在宅生活での自立支援に資することを目的とする。

(2) 対象者

配食安否確認サービスの利用対象者は、市内に住所を有し、加齢又は傷病等の理由により居宅において生活する上で自立した食生活を営むことが困難な者で、次のいずれかに該当する世帯に属する者。なお、利用者及び利用日は市長が決定する。

ア おおむね65歳以上の単身世帯の者。

イ おおむね65歳以上の者ののみの世帯の者。

ウ その他市長が必要と認めた者。

(3) 配食安否確認サービス実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 配食安否確認サービス実施日

毎週月曜日から金曜日まで（12月28日から翌年の1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の夕食。

（サービス実施日数 240日）

(5) 配食安否確認サービス実施時間

おおむね、午後3時から午後5時までに利用者宅の配食安否確認サービスを完了

するものとする。

(6) 予定配食数

1日あたりの最大見込数 100食程度

1日あたりの平均見込数 80食程度

(参考 年間見込数 約19,000食)

(7) 食事の内容

サービスで提供する食事は、管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づき、必要に応じて助言・指導を受けて調理されたものであり、メインのおかずについては、利用者が選択できるよう2種類用意し、高齢者等の特性に応じた調理内容(ご飯は、普通・おかゆとし、おかずは、普通・きざみ大・きざみ小とする)とした弁当形式とする。

また、1ヶ月分のメニューを作成し、前月末までに利用者宅へ配布しなければならない。メニューには1食あたりのカロリーおよび塩分の表記をすること。

なお、市の管理栄養士又は栄養士よりメニューについて指導や助言がなされたときは、迅速に対応すること。

(8) 配食安否確認サービスの内容

①方法

受注者は、利用者宅へ高齢者等向けに調理した食事を、衛生管理の徹底や食中毒予防に十分な配慮のもと個別配達を行い、利用者に直接受け渡しをおこなうことで安否確認を行う。

但し、サービスにかかる食器や備品等の費用については受注者の負担とする。

②事前調整

受注者は、サービス実施前に職員を利用者宅へ派遣し、サービスの内容の説明や食事の受け渡し方法等を説明し、このサービスが円滑に行われるよう事前の調整を行うものとする。

③利用状況の確認

受注者は、市が利用者の利用状況や意向等を把握するために実施する利用状況調査の調査票配布および回収について、年一回無償にて協力するものとする。

④受け渡し方法

利用者の安否確認を目的としていることから、特別な事情や事前連絡がある場合を除き利用者の自宅において、利用者本人に手渡しとし、必要に応じて利用者

の居室までの配達に対応する。この際、利用者が不在の場合は持ち帰るものとし、午後5時までについては本人と調整のうえ再配達をする。

また、通所介護サービスの利用により、配達時間までに帰宅できない状況があり、利用者本人への手渡しができない場合は、あらかじめ利用者・家族・配食事業所・居宅介護支援事業所・通所介護事業所で確実に安否の確認ができた場合のみ衛生的な置き配の場所を取り決め、受け渡すことができるこことする。

⑤安否の確認

サービスの実施中、利用者の安否の確認及びコミュニケーションに努めるものとし、異常を発見した場合は、速やかに人命救助を優先として関係機関に連絡をして、その後、市に報告するものとする。

なお、不在等で直接手渡しができなかった際には、繰り返しの確認や、緊急連絡先等への確認などの手段により確実に安否確認を行うこと。

配達時に本人が不在の場合でも、緊急連絡先の了承がある場合は、その時点で対応を終了するものとする。

また、本人不在により、緊急連絡先や関係機関への確認を行っても所在や安否確認ができない場合については、午後7時をもって対応を終了することとする。

⑥配達及び食器の回収

食事の配達は、衛生管理の徹底及び食中毒予防のため、食事を適温状態に保ち衛生的かつ安全に利用者宅まで配達するものとする。

但し、高齢者の就業機会を確保する観点から高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第2項に規定するシルバー人材センターと契約し、拠点から利用者宅間の配達を行わせるものとする。

なお、配食安否確認サービスで使用する食器の回収は、原則、次回配達時に回収するものとする。

⑦衛生管理

提供する食事については調理、食器洗浄、配達などサービス実施の全般において衛生面および安全面に十分配慮し、保健所等の監督官庁の指導を厳守し、衛生規則を定め、集団給食としての衛生管理を徹底し、食中毒の防止に万全を期するものとする。

⑧業務終了報告

受注者は、配食安否確認サービス実施日の業務完了報告については、配達業務

終了後、速やかに配達業務が終了した旨を確認後シルバー人材センターに報告させ、発注者に報告を行うものとする。なお、報告に要する費用については、受注者が負担するものとする。

(9) 食事の取り消し

受注者は、利用者から利用日前日の午後3時までに配食サービスを利用しない日の連絡があった場合には、対応するものとする。

但し、下記の場合はそれぞれの対応とする。

①利用日前日が土・日曜日の場合

金曜日午後3時までに配食サービスのキャンセルの連絡があった場合には、対応するものとする。

②利用日前日が土・日曜日・祝日等で3日以上連続する場合

利用日当日の午前9時から10時までに配食サービスのキャンセルの連絡があった場合には、対応するものとする。

但し、市負担分は取り消しできないものとする。

③12月28日から翌年の1月3日まで、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日午後3時までに配食サービスのキャンセルの連絡があった場合も対応するものとする。

(10) 調査及び監査

習志野市は、本事業について調査及び監査をすることができる。

(11) 苦情処理

受注者は、利用者からの苦情等に対し、誠実に対応するものとする。

また、市は、本事業について、利用者からの要望・苦情に基づき、業務の改善等を受注者に対して要請することができる。

(12) 事故等の処理

①サービスで発生した事故による一切の損害及び責任は受注者に帰属する。

②受注者が行う通知、連絡等に要する費用については、受注者の負担とする。

(13) 業務代行保証

受注者は、受注した配食安否確認サービス事業の全部及び一部の遂行が困難になった場合に備え、業務代行保証体制を整えておくこと。

(14) 利用料の徴収

①利用者から徴収する利用料は、1食当たり500円以下とする。

但し、市が指定する利用者については、1食当たり400円以下とする。

②利用料の徴収方法は、利用券によるものとし、その費用に係る経費は受注者が負担するものとする。

③利用券は事前に利用者に販売する。

(15) 設備什器等

受注者は、食品衛生関係法令及び保健所の指導を遵守し、サービスの提供に使用する調理施設及び食器などの什器の衛生管理に努める。

7 提出書類

(1) 業務完了報告

受注者は、毎月の業務が完了したときは、利用者が利用した食数を集計して、習志野市に翌月5日までに業務完了報告書を提出し、確認を得なければならない。

なお、集計にあたっては、徴収額別の利用件数まで算出すること。

(2) 実績報告

月毎に集計した不在者等の安否確認の実績をまとめた書類を報告すること。

8 その他

(1) 受注事業については、習志野市在宅高齢者等「食」の自立支援事業実施要綱に基づき実施すること。

(2) 在宅配食サービスガイドラインの厳守

配食安否確認サービス事業の運営に当たっては、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」(平成28年度)を厳守しなければならない。

(3) 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) その他、仕様書に定めのない事項は、習志野市と協議して定めるものとする。